懲戒処分について（公表）

美 作 市

次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

令和８年１０月２８日

事案　入札業務における不適切な事務処理について

処分対象者及び処分内容

美作市総務部の女性職員(課長級：年齢 56 歳)及び男性職員（課長補佐級：年齢 53 歳）に対し、懲戒処分（戒告）を行いました。

なお、管理監督不適正として、所属長（部長級：男性、年齢 60 歳）に対し、文書による厳重注意（訓告）を行いました。

処分年月日

令和８年１０月２８日

処分に至った事実の概要

○令和８年６月９日に執行した入札（計 10 件）のうち２件について、不適切な事務処理を行いました。

○まず１件目として、本来であれば１回目の応札では落札していないにもかかわらず、上限価格書の税抜き価格と税込み価格を見誤り、落札したと勘違いし、２回目の応札を行わなかった。

○次に２件目として、上限価格書の金額を勘違いし、本来であれば１回目の応札で落札していたにもかかわらず、落札者がいないと判断し、２回目の応札を行いました。

○２件目の２回目の応札終了後、入札参加業者から「１回目の応札で成立していたのでは」との指摘を受けて、２件目の応札において不適切な事務処理を行っていたことに気付きました。

○当日予定されていた全ての入札を終了した後、担当課で入札書類を再確認したところ、１件目の入札においても不適切な事務処理を行っていたことが判明しました。

○判明後直ちに、１件目の入札参加業者には「入札については中止として改めて入札を行う。」旨を、２件目の入札参加業者には「入札については１回目の応札を有効とする。」旨をそれぞれお伝えしました。なお、令和８年８月 25 日に１件目の入札について、改めて入札を行いました。

○　本件事案について、美作市職員分限懲戒等審査会の審査を踏まえ、全体の奉仕者たる公務員の信用失墜行為に該当するものとして、地方公務員法及び美作市懲戒処分の基準に関する要綱の規定に基づき処分を行うものです。

本人（課長級職員）コメント

このたび、私が起こしたことにより、関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このような事案を起こさないよう、適正な入札の管理執行に取り組んでまいります。

市長コメント

このたび、本市職員が起こした入札業務での不適切な事務処理につきましては、入札業務に対する信頼のみならず、市民の皆様からの信用を失墜させかねない行為であり、ご心配をお掛けしました市民の皆様並びに関係者の皆様に対し心よりお詫び申し上げます。

今後は、より一層、入札の際の手順の再確認の徹底を図り、適正な入札業務の管理執行に全力で取り組んでまいります。

以上